

# 水陸利用の接点 物揚場

堀川は、かつては輸送の幹線で物資を満載したたくさんの船<sup>はしけ</sup>が行き来していた。陸揚げや積み込みが至る所で行われて、非常に活気のあったのが堀川岸である。岸の倉庫へは船を横付けして荷役を行い、橋のたもとには共同物揚場<sup>ものあげば</sup>が設けられて、馬車や大八車・天秤棒<sup>てんびんぼう</sup>などで市内へと貨物が運ばれていた。また、積み込まれた貨物は日本各地や世界に向けて運ばれていた。今もその跡が所々に残されている。

## 堀川で一番重要な施設

堀川は城下への輸送路として開鑿<sup>かいさく</sup>された。堀川に求められる機能は船が通航できることと、貨物の積み降ろしができることである。このため、物揚場は堀川本体と並ぶ大切な施設であった。橋は陸上交通の施設で堀川は水運の施設だ。水陸の交通が交差する橋のたもとには共同物揚場が整備され、輸送の便が図られていた。江戸時代後期に書かれた『尾張名陽図会』に収録されている五條橋の風景には、階段で堀川へ降りられるように整備されている姿が描かれている。

## 産業都市へ変身する名古屋 物揚場を整備

明治になり、名古屋は城下町から産業都市へと変身した。堀川を行き来する船<sup>いかだ</sup>や筏は江戸時代より大幅に増え、円滑な輸送に支障をきたすようになってきた。

このため、明治29年に、名古屋市は愛知県から堀川の河岸地49筆を借りて物揚場の整備を行っている。

32年には「堀川河岸共同物揚場及河岸地取締規則」が施行された。

- ・共同物揚場には原則として5時間以上荷をおいてはならない。
- ・私有物揚場には所有者の住所氏名を記載した標柱を立てる。
- ・夜間作業の時は標灯を出す

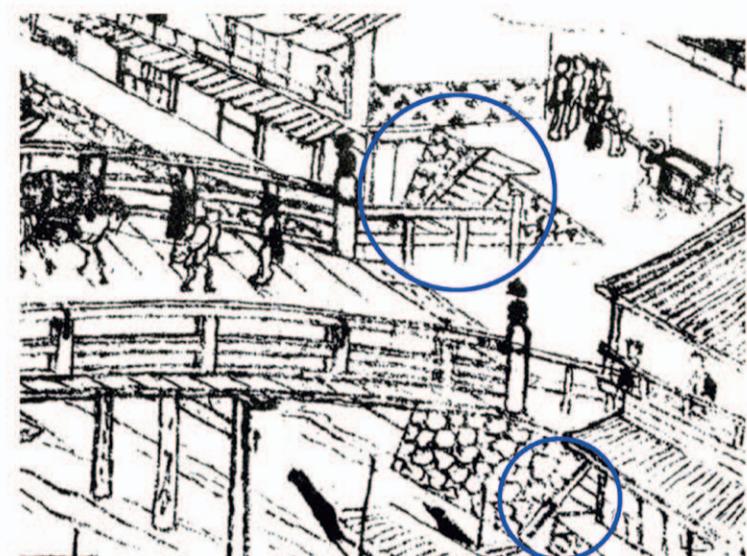
など、荷役作業の安全と円滑化を図る規定である。

さらに大正14年には、公共物揚場に専任監視員を配置し、指導や取締りを行うようになった。いかに物揚場が重要な役割を果たしていたのかがうかがわれる体制である。

## 舟運の衰退 物揚場は緑地へ

昭和30年代になると、トラック輸送が普及したことで堀川を通航する船は減り、物揚場は使われなくなった。その一方で都市の緑化を求める声が高くなり、昭和53・54年度に公共物揚場7か所に植栽して街園にする事業が行われた。

堀川に必要不可欠な重要施設であった公共物揚場は、今では使われることなくひっそりと橋のたもとにたたずんでいる。



江戸時代の共同物揚場 五條橋西 尾張名陽図会



金城橋北西の物揚場 護岸に並行



五條橋北東 階段



中橋南東 スロープ